

5月21日 裁判員制度が 始まります

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。国民の皆さんが裁判に参加することにより、皆さんの視点や感覚が裁判に反映されます。その結果、裁判が身近になり、司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

裁判官3人



裁判員6人



原則裁判の6週間前まで

- ④ 選任手続期日のお知らせ(呼出状・質問票の送付)
質問票により辞退が認められた人は、呼び出しを取り消され、裁判所に行く必要はありません。
- ③ 事件ごとにくじで、裁判員の候補者が選ばれます
事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。

前年12月ころまで

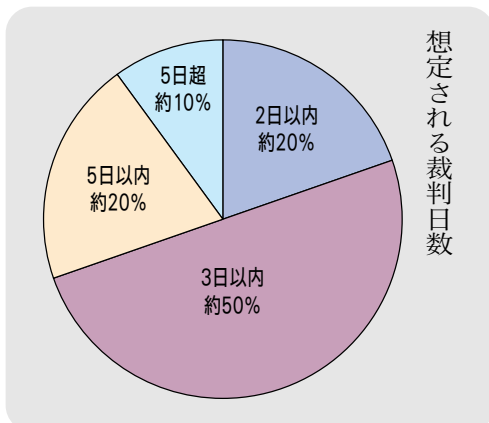
- ◎ 裁判員に選ばれるまでの流れ
- ① 候補者名簿の作成
毎年、20歳以上の有権者の中から、翌年の裁判員候補者となる人をくじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。今年、三原市では、186人が名簿に記載されました。
- ② 候補者へ通知・調査票の送付
調査票により、裁判員になることができない人や辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

裁判の当日

- ◎ 裁判員の仕事と役割
- ① 審理 刑事裁判への立ち会い
裁判に立ち会い、証人・被告人の話を聴いたり、証拠物を見たりします。
- ② 評議・評決をします
裁判員と裁判官で話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。
- ③ 判決宣告の立ち会い
裁判長が行う判決宣告に立ち会い、裁判員の職務を終えます。
- ⑥ 6人の裁判員が選ばれます
権限や義務などの説明を受けます。裁判員に選ばれたその日に裁判が行われます。
- ⑤ 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続きが行われます
辞退希望がある場合は、その理由などについて質問されます。



◎ 裁判にかかる日数
それぞれの裁判によって、日数は異なりますが、約7割の裁判は3日以内で判決となります。



広島県を対象となる事件の数は、平成15年～19年の年間平均件数で見ると約56件となります。三原市の人が裁判員に選ばれた場合は、広島地方裁判所(広島市中区上八丁堀)に行くことになります。

裁判員制度についての問い合わせ先

法テラス ☎0570・078・374、広島地方裁判所 ☎082・228・0421、広島地方検察庁 ☎082・221・2453

